

子ども・子育て会議（第58回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第58回）

議 事 次 第

日 時 令和3年10月11日（水）10:00～11:50

於：オンライン開催

1．開 会

2．議 事

（1）子ども・子育て支援をめぐる課題について

（2）その他

3．閉 会

丸山参事官 それでは、定刻となりましたので、第58回子ども・子育て会議を開催いたします。

会長の選出までの議事進行を務めさせていただきます、内閣府子ども・子育て本部で子ども・子育て支援担当参事官をしております丸山でございます。よろしくお願いいたします。

今回も、前回同様に、新型コロナウイルス感染症対策のためオンライン形式で開催をさせていただきます。

本日は野田大臣も御出席されておりますので、初めに御挨拶をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

野田大臣 皆さん、おはようございます。

10月4日にこども政策、少子化対策の担当大臣を拝命しました野田聖子です。今日、58回目のこの会議に出席することができて、大変うれしく思います。

挨拶の時間は1分しかもらっていないのですが、私の思いは本当に何日も何日もかけて皆さんにお伝えしたいし、分かち合いたいなと思っています。

多少エピソードを申し上げますと、私自身は子供の政策に取り組んで30年ぐらいたちます。そもそも26歳でこの政治の仕事を選んだので、周辺が子育ての世代であったことも起因しています。私自身はずっと子供に出会うことができず、遅いスタートになりましたけれども、今は10歳の息子の母親をしているさなかであります。

国会議員になって初めて手がけた法律というのが、実は児童買春・児童ポルノ禁止法です。私は32歳でしたけれども、そのとき初めてこの国が国連からそうやって批判を受けているということを知りました。日本は世界で一番の児童ポルノ産出国だと言われて、打ちのめされる思いでした。以降、多くの方々との出会い、本当に普通のお母さんであったり、ボランティアを一生懸命やっている女性であったり、そういう人たちから批判や叱責をいただきながら、子供をいかに守れていないかと。この国の現状を知り、少しでも変えていきたいと願って取り組んできました。

そしてもう一つは、やはり国を守るということは、国という土地を守るのではなくて、国に住まう人たち、どんな人であれ生きていける、それが私たち政治の仕事だと改めて思っています。

残念ながら自民党の中では子供というワードはほとんど出てきませんでした。ここにいる皆様方の御尽力でだんだん子供についての議論の時間が増えてきましたが、ようやくこの岸田政権になって「こどもまんなか」という政策を打ち出し、そして、それをしっかり実行できる司令塔としてのこども庁を創設しようという総理の決意をいただいたところで

す。

これまでも大変お忙しい会長、委員、専門委員の皆様方でしたけれども、ますます皆様方のお力をいただきまして、やはりこれが私たちの明るい未来をつくるただ一つの仕事なのだと、そういう思いで皆さんと大いなる汗をかいて、喜びを分かち合いたいと思ってい

ます。

どうぞよろしく申し上げます。

丸山参事官 ありがとうございます。

それでは、ここでカメラの方々は退室をお願いいたします。

丸山参事官 それでは、会議を再開いたします。

本会議の委員名簿は、資料1といたしまして皆様のお手元にお配りしておりますが、各委員におかれては、本年9月22日付の内閣総理大臣からの発令となっております。辞令につきましては既に郵送にて皆様に送付させていただいております。

初めに、委員の御出欠について御報告を申し上げます。

松村淳子委員、箕輪恵美委員、山本和代委員、尾木まり専門委員、藤迫稔専門委員におかれましては、所用により御欠席でございます。

また、三日月大造委員におかれましては、中條絵里代理人に御出席をいただきます。なお、中條絵里代理人は会議途中からの出席と伺っております。

子ども・子育て会議令第5条第1項において、「会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」とされておりますが、本日は定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まずは、会議の運営につきまして、御説明させていただきます。

本年9月22日付で、第5期の子ども・子育て会議委員・専門委員が任命されております。資料1に記載させていただいておりますが、時間の関係上、新たに任命された方を御紹介させていただきます。

委員として、國學院大学人間開発学部教授 鈴木みゆき様、宇治市長 松村淳子様、児童健全育成推進財団事務局参事 水野かおり様、全国私立保育連盟常務理事 望月昌幸様が新たに任命されました。

また、専門委員として、全国病児保育協議会常任理事 木野稔様、箕面市教育委員会教育長 藤迫稔様が新たに任命されました。

続きまして、事務局の出席者ですが、本年9月に大塚内閣府審議官、藤原子ども・子育て本部統括官、相川子ども・子育て本部審議官が着任しております。

それでは、次に本会議の会長の選出に移りたいと存じます。子ども・子育て会議令第2条第1項におきまして、「会議に、会長を置き、委員の互選により選任すること」とされております。会議の開催に先立ちまして、事前に皆様にお伺いしたところ、引き続き秋田委員をお願いしてはどうかとのお声を頂戴いたしましたので、秋田委員に会長をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでございましょうか。

(委員から賛同の意思表示)

ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、ここで秋田会長に議事進行をお願いできればと存じま

す。

よろしく願いいたします。

秋田会長 皆様、ただいま会長を拝命いたしました、学習院大学の秋田でございます。座らせていただいて、御挨拶させていただきたいと思います。

私は第1期の最初から第5期まで、この子ども・子育て会議の委員をさせていただき、前期から会長をさせていただいております。このように子ども・子育てをめぐる関係者全員が同じ一つの机に並んで議論する場というのは、ほかにはない大変貴重な場だと思っております。皆様から自由闊達にいろいろな観点から御意見をいただけることをありがたく思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に移らせていただきます。

最初に、会長代理の指名になります。子ども・子育て会議令第2条第3項に、「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」とされてございます。会長の指名により会長代理を置くということが定められております。

私としましては、青少年教育振興機構の理事長等を歴任され、子供に関わる経験の豊富な鈴木みゆき委員を指名させていただければと存じます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

鈴木委員 よろしく願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日は、子ども・子育て支援をめぐる議題などについて議論したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。なお、意見交換の時間を十分に確保するため、事務局からの説明は極力簡潔をお願いいたします。

丸山参事官 内閣府子ども・子育て支援担当参事官の丸山でございます。

まず、私から御説明をさしあげます。

まず資料3は、本年6月18日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太方針などにおける子ども・子育て支援に係る部分の抜粋でございます。骨太方針におきましても、子ども・子育て支援は成長を生み出す4つの原動力の一つとされるなどしております。

続きまして、資料4は子ども・子育て支援制度に関する令和4年度概算要求の状況についての資料でございます。

まず、1ページ目は内閣府の概算要求の全体像でございます。上段は一般会計、いわゆる税財源で賄われている額を示しております。下段は特別会計、これは上段の税財源に加えまして、企業様から拠出いただいた事業主拠出金を合わせた総額を示しております。

昨年度からの主な増減要因といたしましては、児童手当について今般の法改正に基づきまして特例給付の見直しがございますので、その見直しによります支給対象の児童数の減少ですとか、今般の法改正に対応するための各自治体のシステム改修に対する支援につい

て、令和3年度に措置した経費が減額となったことなどが挙げられます。

2ページは、いわゆるシーリングと呼ばれるものでございまして、ここに示されました方針に基づきまして各府省が概算要求を行うこととされておるものでございますけれども、子ども・子育て関係の主要な経費につきましては事項要求とし、今後、関係団体の方々とも御相談をしながら、年末に向けて予算編成過程で具体的な所要額を調整していくこととなります。

3ページ以降でございますが、3ページから5ページは内閣府の主要施策の概算要求の内容となります。資料の見方を申し上げますと、それぞれの項目の右側にある数字のうち括弧内が令和3年度の予算額、その左側が令和4年度の要求額でございます。

内閣府の予算といたしましては、幼稚園、保育所といった教育・保育施設の運営費、それから放課後児童クラブ等の地域の子育て支援に関する事業の運営費、これらが主なものとなっておりますが、先ほども申し上げましたとおり、主要な経費につきましては概算要求段階では事項要求となっております、具体的な所要額につきましては今後の予算編成過程で検討してまいります。

6ページ以降は、厚生労働省及び文部科学省の概算要求の内容となります。先ほど申し上げましたが、内閣府では運営費を中心に計上している一方、厚生労働省、文部科学省においては、教育・保育等の基盤整備や人材確保策などについて計上しております。

厚生労働省関係について御説明を申し上げます。6ページでは、ヤングケアラーとか、育児等に不安を抱える家庭や居場所のない子供に対する支援を実施するための経費などを要求してございます。

7ページは困難な問題を抱える女性の支援体制の充実・強化を図るための経費などを要求してございます。

8ページ、9ページでございますが、児童虐待防止対策、社会的養育の関係でございます。地域における子供の見守り体制の強化、子供の意見表明、アドボケイトについて先進的な取組を行う自治体を支援するための経費などがございます。また、里親委託等の推進、特別養子縁組の支援のための経費なども要求をしてございます。

10ページ、11ページを御覧いただけますでしょうか。母子保健関係でございます。不妊症・不育症に対する支援とか、成育基本法を踏まえて妊産婦等への支援を行うための経費などを要求してございます。

次に12ページ、13ページは保育関係でございます。「新子育て安心プラン」を着実に実施していくために、保育所の整備費や保育人材の確保を推進するための経費などを要求してございます。また、医療的ケア児等の支援の強化や、認可外保育施設の質の確保・向上を図るための経費なども要求してございます。

また、14ページのとおり、ひとり親家庭等を支援するための相談窓口の機能の強化や、子供の学習支援等の経費なども要求をしてございます。

なお、以上で御説明したほかに、新型コロナウイルス感染症への対応に必要な経費につ

いて、予算編成過程で検討することとしております。

15ページ、16ページは文部科学省関係の概算要求の内容となります。幼児教育スタートプランの具体化を強力に推進するため、学びや生活の基盤を支える「幼保小の架け橋プログラム」の開発・推進ですとか、幼児教育推進体制の強化、施設整備等の環境整備への支援などを行うための経費を要求しております。このほか、幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策、国土強靱化の観点からの幼稚園等の施設整備への支援については事項要求となっておりますので、具体的な金額は予算編成過程で検討することとしております。

時間の都合上大変かけ足となりましたが、資料4については以上でございます。

続きまして、資料5を御覧ください。教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告の概要でございます。

同会議におきましては、平成30年から毎年報告を取りまとめていただいております。報告は、前年に発生した重大事故の傾向の分析や再発防止策の定例のパートと、毎年テーマを決めて調査をいただいて提言をいただくパートの2つのパートから成り立っております。

まず、1つ目のパートでございますけれども、令和2年の事故報告集計につきましては、1ページにありますとおり、死亡事故は5件、そのうち誤嚥による窒息が3件となっております。誤嚥に対する注意喚起はこれまでも行ってきておりますが、改めて関係者の緊密な連携や、ガイドラインを理解した上での対応が重要との指摘をいただいております。

また、資料の右側でございますけれども、意識不明は14件、そのうち7件は転倒や誤嚥など体調不良に起因しない意識不明となっております。こちらの体調不良に起因しない意識不明につきましては、適切な対応により防ぐことができた可能性もあることから、保育者の安全意識や教育・保育環境の整備等が重要との指摘をいただいております。

2ページ目は、先ほど申し上げました2つ目のパートでございますが、今年は、過去に重大事故の発生した自治体さんや施設等のその後の取組状況など調査いただきまして、2ページの右側に記載のとおり、2つの御提言をいただいております。

資料5は以上でございます

続きまして、資料6を御覧ください。子ども・子育て支援、児童手当分野における地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に向けた検討状況でございます。

1ページの枠囲みの部分にありますとおり、デジタル・ガバメント実行計画等の政府方針におきまして、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、地方公共団体の主要な17業務を処理する基幹系システムの標準仕様を各府省が作成することとされております。各システム開発事業者は、各府省が作成した標準仕様に適合した基幹業務アプリを開発し、今後デジタル庁が整備するガバメントクラウド上で提供することで、全ての自治体がこれらのアプリのいずれかを選択し、利用できるようにすることを目指すということでございます。

1ページ目の下のほうにスケジュールを記載しておりますけれども、内閣府といたしましては、子ども・子育て支援及び児童手当の2つの業務につきまして、自治体やシステム開発事業者が参画する検討会とワーキンググループを立ち上げまして、検討を進めており

ます。検討会等の体制や検討状況は2ページと3ページのとおりでございます。

4ページ以降は、標準仕様書作成に当たっての考え方を記載してございます。

5ページを御覧いただけますでしょうか。子ども・子育て支援業務は、子どものための教育・保育給付等の3つの事業がございまして、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業の3つでございますけれども、これらの標準化に取り組んでまいりたいと考えておりますが、最後に申し上げました地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業につきましては、各市町村が地域の実情に応じて実施をするものでございまして、その要件等々、市町村間の差異が大きいことなどから、来年夏までに策定する標準仕様書においては、まずはこの13事業のうち延長保育事業と実費徴収に係る補足給付を行う事業の2つの標準化を対象とすることとしたしまして、今後技術面での検討を進めていくこととしております。

7ページ、8ページは、児童手当業務について記載しております。各自治体における業務効率化のため、様式・帳票の標準化等について検討を行ってまいります。今後、検討会・ワーキンググループで整理した標準仕様の案につきまして、全市町村及びシステム開発事業者への意見照会を行った上で、最終的に来年の夏までに標準仕様書1.0版を取りまとめることとしております。

資料につきましては以上でございます。

齋藤参事官 続きまして、資料7「認定こども園に関する現況」につきまして御説明をさせていただきます。

資料7を1枚おめくりいただきまして、本年4月1日現在の認定こども園の数でございます。

左側の認定こども園の概要は皆様御案内のとおりかと存じますがけれども、右上の全類型の認定こども園の数は8,585園でございます。昨年の8,016園から569園増加をしているところでございます。

類型の内訳を見ますと、幼保連携型が6,093園で最も多く、全体の約7割を占めているところでございます。幼稚園型が1,246園で全体の約15%、保育所型が1,164園で全体の約14%となっているところでございます。

その下が都道府県別の設置状況でございます。

次のページを御覧ください。こちらは認定こども園の数の推移でございます。新制度の創設前の平成26年から毎年増加をしているところでございまして、この間御尽力をいただいております関係の皆様、この場を通じまして感謝を申し上げたいと存じます。

なお、本日は説明を省略させていただきますけれども、最後のほうにつけてございます参考資料2に在園児数を含めた詳細な資料をお配りさせていただいておりますので、別途御覧いただければと存じます。

簡単ではございますが、認定こども園の現況につきましては以上でございます。

小澤総務課長 引き続きまして、資料8から資料11まで一括して、厚生労働省より説明

させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず資料 8 は、平成 3 年 4 月の待機児童数調査のポイントでございます。

待機児童数は5,634人、こちらは調査開始以来 3 年連続最少で、8 割超の市区町村で待機児童を解消しています。待機児童数が50人以上の自治体は20自治体まで減少という状況になっております。

この要因といたしまして、一つは保育の受け皿拡大、それから新型コロナウイルス感染症を背景とした利用控えが考えられるという現状でございます。ただ、女性就業率は令和 3 年は再び上昇しており、今後保育ニーズが増加する可能性もあり、注視が必要と考えております。

このため、今後の取組方針としては、資料 8 の下にございますが、一つはコロナの終息後を見据え、本年度からスタートしました「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく、その際マッチングの促進といったことも進めていきたいと考えております。

2 ページ目は近年の待機児童数の現況、3 ページ目は全国における自治体ごとを中心とした待機児童数の推移、4 ページ目は待機児童が減少した要因、5 ページ目は待機児童数が多い自治体・増加した自治体における現状、6 ページ目は保育の受け皿拡大に向けた取組でございます。7 ページ目は「新子育て安心プラン」の概要、8 ページ目は待機児童解消に向けた取組の状況でございます。

引き続きまして、資料 9 をお願いいたします。「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の開催状況でございます。

開催目的といたしましては、先ほど申し上げたとおり待機児童数の減少、それから「新子育て安心プラン」を取りまとめたところでございます。一方で、資料 9 の目的のところにもございますが、子供の数あるいは生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化といったことを踏まえまして、地域における保育の在り方の提供を検討することが必要ということで、現在検討が進められています。

検討事項としては、資料 9 の 1 ページ目の真ん中にあります地域における保育所等の役割に関すること、その他 3 点を検討課題としていまして、5 月より開催しているところでございます。

2 ページ目が本検討会の構成員となります。

3 ページ目について若干説明させていただきます。これは 7 月 16 日に公表した論点整理でございますが、大きく分けて 4 つの論点があるかと思えます。

1 点目が、人口減少地域等における保育の在り方をどうするか。

2 点目が、保育所・保育士による地域の子育て支援をどう行っていくべきか。

3 点目が、例えば医療的ケア児あるいは障害児、外国籍の子供などといった多様なニーズを抱えた保護者・子供への支援をどうするか。

4 点目が、保育士の確保・資質向上。特にここではわいせつ行為をした保育士の対策に

ついても論点となっております。

以上が資料9についての説明でございます。

資料4ページ目以降の詳細の論点については、説明は省略させていただきたいと思えます。

引き続きまして、資料10をお願いいたします。社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会での議論の状況の報告でございます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目の「社会的養育専門委員会の動きと今後の予定について」という資料を御覧いただきますようお願いいたします。

こちらにつきましては、本年4月以降、児童福祉における課題や対応について議論を行って、7月には対応の方向性を取りまとめました。2ページ目に資料がございますが、具体的には、市町村における一体的な支援を行うためのハブ機能を有する機関の創設、2点目としては家庭・養育環境に関する支援の強化、それから、いわゆる社会的養護の体制整備、こうした点について方向性を取りまとめています。

秋田会長 それでは、野田大臣は御公務のため、ここで退室になられます。ありがとうございます。

野田大臣 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

小澤総務課長 それでは、引き続きまして、進めさせていただきます。

もう一度戻りまして、資料10の1ページ目、 の3つ目でございます。9月以降、現在取り組んでいる事項としては、1つは児童福祉分野、母子保健分野の相談支援を一体的に行う機能を有する機関の創設。あるいは、親子関係形成、子供の居場所づくり、訪問による生活支援等のための各種事業の創設、里親支援機関の設置、社会的養護経験者への自立支援の強化、意見表明支援の枠組みといった制度や事業の見直しについて具体的な議論を行っている現状でございます。今後議論を深めまして、本年末を目途に最終的な取りまとめを行い、児童福祉法等の改正を含めた対応等を行ってまいりたいと考えております。

2ページ目が、先ほど申しました7月に出しました議論の方向性です。

3ページ目以降が、現在議論を行っている各種対策の具体的な資料でございます。

引き続きまして、資料11をお願いいたします。「認可外保育施設の無償化に係る施行後2年後を目途とする検討について」でございます。

こちらの背景としては、一つは認可外保育施設が無償化の対象になるためには、現状、都道府県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要であります。経過措置として、5年間の猶予期間を設定しております。この間に届出がなされていれば、無償化の対象となります。この措置につきまして、施行後2年を目途に実施状況を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨が定められています。

これを踏まえまして、現在検討を行っております。これまで国におきましては、施行後の立入調査の状況、指導監督基準への適合状況について調査を実施してきておるところでございます。また、今年度におきましても、指導監督基準を満たせていない理由などにつ

いてさらなる調査を実施しているところでございます。

これらの調査結果も踏まえつつ、無償化の実務を担う地方自治体の御意見も伺いながら検討を進めているところでございます。

検討の視点ですが、主なものとしては、まず一つは、届出された全施設について、都道府県等による速やかな基準適合の判定が可能な状況を実現するため、どのような対応が必要か。それから、認可外保育施設の資質向上に向けて、指導監督基準の内容等といった観点からどのような対応が必要かといったことについて検討しているところでございます。

次のページの資料につきましては、省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、皆様から本日の議事に関する御意見、御質問をお願いいたします。時間の関係上、お一人2分で御発言いただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。時間を超過した場合は、画面にメッセージが表示されますので、御留意ください。オンラインでの御発言は時間を超過する傾向がございますので、何とぞ時間を厳守していただきますようお願い申し上げます。

なお、御発言の順番については、事前に事務方よりお知らせしておりますとおり、委員、専門委員、代理出席の方の順にそれぞれ五十音順に指名させていただきます。ただし、佐藤好美委員、渡辺弘司専門委員は本日途中退出予定とのことでございますので、最初に御発言をいただきたく存じます。

それでは、まず佐藤好美委員からお願いいたします。

佐藤委員 座長、ありがとうございます。産経新聞の佐藤好美です。

ネットワークが不安定なため、祈るような気持ちで発言します。3つあります。

1つ目です。こども庁の創設についてです。こども庁の創設については、実のある設計をしていただきたいと思います。子ども・子育て支援法の最大の狙いは、小学校入学前の子供に提供されるサービスの一元化でしたが、実現したとは言い難い状況です。また、これまでは親が共働きであるか否かという属性ごとにサービスをつくってきたために、0・1・2歳への支援は濃淡のあるものになっています。就学前の子供に必要な教育と福祉は親の属性にかかわらず同じだと思いますので、就学前の子供に必要なトータルな福祉と教育を誰がどう提供するのかというアプローチで、垣根を越えた制度設計をしていただきたいと思います。

2つ目です。保育士などの処遇改善につながる公定価格の見直しが行われる方向です。賛成です。ただ、これまでの経営実態調査の結果からは、消費税分以外を含めた0.3兆円が確保できないために、施設側が持ち出しで職員配置をしており、その結果、運営が逼迫していることが分かっています。保育士の処遇改善と配置基準の見直しがともに実現できるような、あるいは処遇改善が、施設が努力で行っている配置基準改善の阻害要因にならないような制度設計をしていただきたいと思います。また、雇用する側と働く側がともにパ

ートタイムよりフルタイム勤務、非正規雇用よりも正規雇用を選択しやすい制度設計にすることも処遇改善のためには必要と考えます。

3つ目です。幼児教育の無償化に係る認可外保育施設の扱いについて資料をいただきました。幼児教育の無償化については、認可外保育施設の扱いを検討するだけでなく、無償化全体の検証に関する資料を出していただきたいと考えます。そのスケジュールを示していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、渡辺弘司専門委員、お願いいたします。

渡辺専門委員 日本医師会の渡辺でございます。順番を飛ばして申し訳ございません。

本日は2点述べますけれども、一つは本日の資料5として教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議の年次報告と、それから教育・保育施設などの重大事故防止に関する提言がなされております。母数が少ないのは大変残念でございますけれども、このような調査で実態を把握するのは大変重要なことだと思います。実態が分かり、把握できないと対策が立てられないと思います。今後可能であれば、こういう一過性のものではなくて、できれば詳細な現状把握をお願いできればと思います。

また、学校安全計画のように、教育・保育施設がより一層安全管理に努力していただけるような環境整備、例えば安全委員会の設置など具体的な指示を出すような対策を立てていただければと思います。

2点目は、もう既に概算要求に入っているようでございますが、医療的ケアを要する子供の対応を充実していただきたいと思います。本年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立いたしました。医療的ケアを要する幼児の数はこの15年で2倍に増えております。教育・保育施設は学校に比べ小規模の施設が多く、どこでも受入れをするというのは大変難しいと思いますが、ある程度の地域ごとに受け入れる施設を設置するような具体的な対策を講じていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、ここから五十音順ということで、王寺直子委員、お願いいたします。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺です。

意見書をつけておりますので、後ほど御覧ください。

まず1点目、私たち乳幼児施設は、多様な家庭環境の子供達を保育し、障害児を含め、この9月から医療的ケア児も受入れを推進することとなりました。子育て支援と保育に多様なニーズが求められています。そのために必要な人的確保など、職員の配置基準の改善のためにも、ぜひ0.3兆円超の質の向上の実現に取り組んでいただきたく思います。

2点目、認定こども園は子育て支援が必須化されているのですが、先ほどの多様なニーズに応える人的確保のためにも、ぜひ子育て支援を加算の対象にしていただきたく思いま

す。

3点目、コロナ禍の中で少子化は深刻な問題となり、定員割れを起こす園も多数出ている状況の中で、自治体においては利用定員が引き下げられないところもあり、園経営に打撃を与えています。どうぞ実態に即した指導を各自治体に行うようお願い申し上げます。

最後に、以前も当協会のアンケートの中で、コロナ禍の中、子供たちの発育にかなりのダメージがあると報告を申し上げておりました。家族の子育て不安・負担が増大し、さらに少子化に拍車をかけることが予想されます。政府は、子供の発達や家族に与える影響などを早急に把握し、継続的に追跡調査を行い、効果的な対策を行う必要があると思います。どうぞ調査をよろしく願います。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、大下英和委員、願います。

お話しくださっているようなのですが、音声が届かないということでございます。

それでは、お声が聞こえるようになるよう調整させていただきまして、後ほど大下委員にはお話しただくということで、続きまして、奥山委員、願います。

奥山委員 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

私も意見書を添付させていただいておりますので、御覧ください。

まずは、資料3等で基本方針等が示されていると思いますけれども、新型コロナウイルス感染症下で妊娠期から子育て期の御家庭が非常に厳しい状態に置かれております。若い世代の結婚・出産の希望をかなえていくために、出産費用への支援、産後ケア事業、情報提供等、特定の方だけではなくてポピュレーションアプローチとして支援が確実に届く体制整備が必要であると思いますし、敷居の低い相談場所や交流の場である私たちの拠点等多機能化を果たして、利便性を高めていきたいと思っております。

2つ目です。令和4年度の厚生労働省の予算概算要求、子ども・子育て関係が示されました。その中に子育て世帯訪問支援モデル事業（仮称）というものが提案されています。私自身、こういったモデル事業は大変推進していただきたいと思っているのですが、こういった中で生活支援というのは非常に重要だという認識だと思っております。このヘルパー派遣というもののなのですが、表に示させていただいたのですけれども、実は多様にあります。こういったヘルパーを一度整理していただいて、対象の御家庭とか補助の状況とかもそれぞれ違うのですが、地域でこれを受けるときには担い手側の事業者が限られていたり、同じ方が行くという可能性もありますので、研修の体系化を図り、産前産後のヘルパー派遣などの取組なども、もう少し国のほうでも援助をしていただけたらいいのではないかと考えています。

参考までに横浜市の例なども入れさせていただいております。コロナ禍で利用料が還付され、保護者の持ち出しがなく利用できる等助けになっております。

3つ目です。地方公共団体のシステム統一・標準化に向けての検討会が始まったという

ことで、これ自体は非常によかったと思っています。まずは保育給付等の給付の体系等だということによく理解しておりますが、13事業についても各事業ございますので、標準化できるものと地方裁量のものとの分けて、将来的には取り組んでいただければと思っています。

最後に、社会保障審議会児童部会からの提言でございますが、全体として賛同させていただいております。ここにいろいろ書かせていただきました。子育て支援のほうで言えば相談支援の機能を持つ利用者支援事業等も含めて、こういった社会的養育のところをサポートしていく体制が必要だと思っています。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

それでは、小塩隆士委員、よろしく願いいたします。

小塩委員 一橋大学の小塩です。

それでは、私からも簡単に述べさせていただきます。

1つ目は資料4の概算要求の中身です。昨年も、私たちの会議でいろいろ議論をしたのですが、児童手当の在り方、その他の子ども・子育て支援の在り方についてです。新しい政権の下では、成長と分配の好循環が目指されるということなのですが、分配の在り方についてもさらなる議論が必要だろうと思います。より適切に効率的に子育てをするにはどうしたらいいかという議論がこれから必要になります。私は、基本的には現金から現物給付にシフトすべきと思うのですが、その文脈の中で、児童手当についてもさらなる検討が必要になるのではないかと考えています。

2点目は、同じく概算要求の中で「幼保小の架け橋プログラム」についての御紹介がありました。額そのものはそれほど大きくないのですが、このプログラムはきわめて重要だと思います。小学校に行くまでの教育がいかにスムーズに行われているかで、その後の学力の向上にも大きな影響が出てくるというのはよく知られている事実です。ここでお願いしたいのは、ぜひデータに基づいて統計的な証拠のある政策立案あるいは政策評価をお願いしたいということであす。

最後です。資料10で社会的養育の議論の御紹介がありました。これも非常に重要な点であり、資料9の地域における保育所や保育士の在り方についての議論にも関わるテーマだと思います。ぜひ、この子ども・子育て会議においも、社会的養育についての議論の紹介をしていただきたく、必要な情報共有をしていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、柏女霊峰委員、お願いいたします。

柏女委員 淑徳大学の柏女です。

私からは、今、報告いただいた社会的養育専門委員会と保育所・保育士の今後の在り方検討会の2つに関連して発言をさせていただきたいと思います。

まず、両検討は相互に深く関連をいたしますので、整合性を持たせた報告として、ぜひよろしくお願いいたします。特にこれまでも申し上げてきたように、保育士がソーシャルワークを学べるよう、養成課程改正も視野に入れた検討・提言をよろしくお願いいたしますと思います。

あわせて、今週最終が行われますが、医療的ケア児を含む障害児通所支援の在り方検討会の報告ももうまとまりますので、それとの整合性もよろしくお願いいたしますと思います。

専門委員会の議論の中で、児童相談所と区市町村をつなぐツールとして、また支援サービスのマネジメントを図る行政処分、在宅指導措置として、子育て支援プランの作成が検討されております。ただ、議論では行政機関または特定の機関・施設が作成するということが想定されております。しかし、それでは策定主体が限定され、利便性や融通性を欠くものになるということが考えられます。モデルとしている石川県がしているように、場所ではなく一定の研修を受けた子育て支援コーディネーターあるいは利用者支援専門員等の人材に権限を委ねる方向にしたほうが、使い勝手がいいのではないかと思います。障害児通所支援も、専門員がサービスの利用調整を行う立てつけになっています。民間の専門員がサービス調整会議の開催も含め、利用者の実情に応じてサービス調整を行えるようにすることが理想ではないかと思います。

なお、プラン作成の過程に対しては、一時預かりやショートステイ、あるいは今、奥山委員のほうからもお話があったヘルパー派遣といったものを給付の対象としてはどうかと思います。本来は子ども・子育て支援新制度検討時にこれらの事業を給付の対象にするということも一時預かりなどについては検討されていたわけですが、財源の問題で消失した経緯があります。プラン策定家庭に限定すれば、そんなに財源は必要ないと思います。小さく産んで大きく育てることも大事ではないかと思っております。

なお、子育て支援プランは親と一緒に作成するものなので、本音が言える民間人が親と共に作成することがいいと思います。また、それによって利便性も向上することになります。さらに、障害も含め気になる段階から声をかけ、寄り添いつつプラン作成を提案していくほうが保護者の理解が進む可能性が高い、こういうことを石川県の実践から実感しております。

行政が直接担うことは、スティグマを生み出す可能性が高いということにも留意すべきだと思います。障害や高齢分野をモデルに考えてほしいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、加藤篤彦委員、よろしくお願いいたします。

加藤委員 全幼研の加藤でございます。

今、画面の背景にも映しておりますけれども、所信表明演説で保育の公定価格を検討いただけるということで、大変ありがたく思います。

幼稚園教諭の場合、施設型給付園と私学助成があって、どちらもコロナ禍、保育の前線

で教育に携わってきております。同じように扱っていただくことが大事だと思いますけれど、本件について文部科学省と内閣府から御認識をいただければ、お答えいただければと思います。

2点目です。幼児教育の質の向上に関して、私どもも研修を行っていますが、教育委員会も含めまして様々な研修が今、行われているところです。包括的で体系的な研修体系について国がリーダーシップを執っていただきたいと思います。そして、無駄や無理のない研修計画が立てられるように御指導いただければと思います。

加藤からは以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、古口達也委員、お願いいたします。

古口委員 全国町村会、茂木町長の古口です。

私からは2点。最近の新聞やテレビで、子供の貧困、児童虐待、ヤングケアラー等のことが報道されています。その他、こども食堂や低所得の妊婦、ひとり親家庭等、様々な問題が挙げられていて、ある意味子供たちを取り巻く環境整備はまだまだだという思いがします。そして先進国日本の子供を取り巻く実態がこんなものなのかと、愕然とします。来年度の概算要求でも、こうした問題について、その解決に向けて積極的な予算要求がうかがわれますが、ぜひとも必要な対策に対する実態に即した財政支援をお願いしたいと思います。

2点目です。町村にとって保育行政は地域の将来を担う子供の健全な育成につながる重要な課題であり、このことはまた、町村の存続にも関わってまいります。全国どの市町村にあっても子供たちが同一の保育サービスが受けられるよう、対策・対応をお願いしたいと思います。

秋田会長 どうもありがとうございます。御協力ありがとうございます。

続きまして、駒崎弘樹委員、お願いいたします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

意見書を基にお話しさせていただきたいと思います。

保育園も誰もが入れる「みんなの保育園」に。保護者の就労要件を撤廃し、就労の有無や形態にかかわらず保育園を利用できるようにという提案です。

先ほどの内閣府さんからの説明でもお分かりのとおり、待機児童は順調に減っています。来年度にはもういなくなるのではないかとと思われるほどです。我々はポスト待機児童時代に入ったと言ってよいかと思います。認可保育所の定員充足率は92%から90%まで落ちているというような状況です。これは、キャパがなくて今まで受け入れてこられなかった在宅子育て家庭やフリーランスワーカーなどといった方々を、保育所で受け入れられるチャンスがめぐってきたと言えるのではないのでしょうか。これまで保育園というのは共働きの家庭のためのものというような認識でした。しかし、在宅子育て世帯、専業主婦世帯に保育は必要ないのでしょうか。そんなことはないですよね。共働き世帯に比べてサポートや

ヘルプは少なく、虐待など多くの問題を抱えています。また、無園児・未就園児の問題で、非常にリスクの高い子供たちも多いです。

こう言うと、一時預かりがあるではないかと言われるかもしれませんが、一時預かりは補助額が非常に少ないですし、自治体の裁量に任せられてしまっていますので、やっているところとやっていないところの差が物すごく激しいというような状況になっています。広がっていないと言ってもいいでしょう。

こうしたフルタイムで共働きで利用する保育園という前提を見直して、保護者の就労形態や就労の有無にかかわらず、誰もが利用できる「みんなの保育園」に変更していくべきだと考えています。

そのためには、保育の必要性認定というものを取り払ってはどうかと思います。専業主婦世帯でも例えば月に1回使える、あるいは2週間に一遍使える。様々な使い方がグラデーションのように使えて、みんながみんな毎日行くわけではない。けれども、例えば週に2日定期的に通っている子もいるなど、そうした新しい道に保育園自体が生まれ変わっていく必要があるのではないのでしょうか。今まさにこれについて皆さんと議論したいと思っています。

もし、認可保育園だから全ての保育園でやるのは難しいということであれば、小規模保育に先陣を切らせてください。小規模保育は既に定員充足率が非常に下がっているという状況になって、今は8割を切っているという状況なのです。受け入れられるキャパは十分ありますので、まず小規模保育で行ってみて、小規模保育を「みんなの保育園」化して、それで親御さんたちが喜んでくれて、子育ての負担が減っていくということが分かったら、そういうデータが出たら全体に広げていく。

ぜひそういった形の実験をさせていただけないかなと思っています。

ぜひ、皆さんの御意見を聞かせていただけたらなと思います。ありがとうございます。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、鈴木みゆき委員、お願いいたします。

鈴木委員 よろしくお願いいたします。

本日よりお仲間に加えていただき、ありがとうございます。また、会長代理という重責を拝命いたしまして、非常に恐縮しております。秋田会長を支えて頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

私からは1つ、子育てというのは多様性があるといいと思っています。子育ての多様性を尊重するということはすごく大事だと思うので、そのニーズに応えるための支援をする人、保育をする人の質向上というのが非常に重要であると思っています。

その質向上は、養成、採用、研修という3つの流れの中で、自ら育つ、自ら学ぶという機会を与えてもらえるのは研修なので、その研修を体系化して、先ほどの安全であるとか保健であるとか、今は本当に多様な問題が起きておりますので、そこに対応できる体系的な研修のシステムができるといいのかなと思っています。

今後ともよろしく願いいたします。以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、月本喜久委員、お願いいたします。

月本委員 おはようございます。全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

資料3、経済財政運営と改革の基本方針2021の日本の未来を拓く4つの原動力の中に、少子化対策が挙げられています。希望出生率1.8はもとより、実際にはもう一人子供を産み育てたいが実現していないという家庭は現実にあるわけで、就労の有無にかかわらず、それが実現できる具体策に期待しています。

次に、わいせつ行為をした教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づき、早急に取り組策を具体化させていただき、保護者にも周知し、安心につながるよう御尽力ください。そして、若い乳幼児を託す保育士に関しても、法律に基づく具体策を講じていただきますよう切に願っています。保護者が安心して我が子を託せる教育・保育の場を早急を実現していただきますよう、重ねてお願いいたします。

次に、1号認定家庭の育児休業期間の保育短時間利用についてです。2号認定家庭が次のお子さんの出産によって育児休業を取得した場合には、引き続き上のお子さんは8時間の保育短時間を利用できます。1号認定家庭の子供も同様の期間は8時間の保育短時間利用は認められませんか。2号認定で育児休業を取得した場合は、基本的に1号認定家庭と同じ状況で育児をしています。2号認定に切り替えることが利用定員上難しい場合は、せめて新2号認定として預かり保育利用の減免ができるよう、子育て支援として御配慮ください。よろしく願いします。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、手島恒明委員、お願いいたします。

手島委員 経団連の手島です。

資料8「令和3年4月1日時点の待機児童数について」に関して申し上げます。

今年度に入り、女性の就業率が再び上昇に転じているのは望ましいことですが、新型コロナウイルス感染症の影響が出生数自体に強く表れるのは今年度以降と考えられます。婚姻数の動向なども踏まえ、今後出生数が大きく減少するのではないかとの指摘もあります。利用控えが解消されたとしても、保育ニーズが想定どおり増加するかは今後注視していく必要があります。

前回の会議でも、足元の出生数の状況を十分に踏まえた上で、既存の保育施設の空き定員や幼稚園の預かり保育の活用など、新たな施設整備に限らない受け皿整備をする必要性について指摘いたしました。4月調査時点の各自治体の保育の受け皿拡大量は「新子育て安心プラン」と同様、約14万人となっておりますが、各自治体においては今後の保育需要を踏まえ、過剰な整備につながらないよう、柔軟な対応を改めてお願いいたします。

私からは以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、徳倉康之委員、お願いいたします。

徳倉委員 皆さん、こんにちは。ファザーリング・ジャパンの徳倉でございます。

私からは2点、保護者の立場からお話しさせていただきます。

保護者からは一番遠いところになるかもしれませんが、資料6の地方公共団体基幹業務システムとの統一化というところで1点ございます。こちらを見ていただくと、もちろん保護者がサービスの提供を受けますので、各種利用申請等を行うというところで、これから制度設計、また仕様をつくっていくということで、検討体制の中身、現場等々を見させていただくのですが、最終的に基礎自治体からその仕様書なりがウェブ等で送られてくるのはやはり使用する保護者になります。保護者のITリテラシーといいますが、スマホで使うだとか、パソコンで使うだとか、そういうものを持っていない方が紙ベースで申請する。様々な形態がありますので、これをいわゆる企業側にだけ仕様書をつくるところで検討せよということではちょっと限界があるかなと思いますので、利用者である保護者の声をどうにかして酌み取れるような仕様の在り方にさせていただきたいというのがまず一点ございます。

もう一点が、先ほど駒崎委員も御指摘されていましたが、私も地方に住んでおりまして、待機児童が急激に減っている現状があります。その中で、先ほど保育の質の処遇改善のところもございましたけれども、今後人口が減っていく中で、子供が減っていく中で、利用定員が減っていく中でどういう在り方があるかという中で、親のほうも多様な働き方、多様な家族形態が出てきておりますので、それに即した保育園、こども園、幼稚園の在り方、受入体制をどんどん開放していただくことによって、そこで競争を求めるわけではありませんけれども、各園それぞれの施設の中でより質のいいものを求めるところにやはり人は集まってきますので、そこにしっかり処遇も加算していくような動きの中で、活発に子供をどう育てていくか。やはり預けない親もいらっしゃいますが、少し話はそれますがけれども、幼稚園、保育園、こども園から小学校の連携のときに、やはり小学校でも非常にそこが問題になっているケースがありますので、長い目で見たときに、子供の在り方、子供の教育についての観点からも、多様な受入体制を拡充するタイミングに来ているのかなと思っており、意見させていただきます。

以上になります。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、野澤祥子委員、お願いいたします。

野澤委員 東京大学の野澤です。よろしくお願いいたします。

3点ほどお話しをさせていただきます。

まず「幼保小の架け橋プログラム」の開発推進ということがありました。現在、中教審特別委員会での議論が進められているところかと思えます。接続期に固有の課題とともに、乳児期から学童期、そしてその先の教育への連続性や在り方を問うということにもつなが

と思いますので、多様な関係者間での今後に向けての議論が期待されると思います。

2点目です。一方で、子供たちはコロナ禍の影響の中で、この1年半以上ほどを過ごしてきています。保育の在り方、家庭の子育て、そして子供の発達への短期的・長期的影響を追跡的に調査していくことが非常に重要だと思います。小学校への接続という意味でも、小学校との連携、交流、訪問の機会がなくなったというような声も聞いております。小学校への移行が今まで以上に難しいという状況が生じている場合もあるかと思えます。その実態把握を早急に行うとともに、現実的な対策の検討が必要なのではないかと思えます。

オンラインを活用しての小学校との交流という新たな試みの話も伺っております。私が所属しております発達保育実践政策学センターの調査において、コロナ禍において園でのICT活用が進んだという結果も出ております。対面での交流の重要性を踏まえながらも、導入されたICTの柔軟で創造的な活用、試みを共有することや、未整備園への支援がさらに進められることが期待されます。

最後に、障害を持つお子さんや外国籍の家庭、経済的に困難を抱える家庭など、接続期においても困難を抱えやすい多様な子供たちや家庭に応じた教育、具体的な支援の在り方、さらにはそのための人材育成など、多様な面での議論が今後も引き続き必要だと考えております。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、松田茂樹委員、よろしくお願いいいたします。

松田委員 中京大学の松田です。

手短に4点、意見を述べさせていただきます。

1点目です。資料6、地方公共団体の業務システムの統一は、利用者にとっても自治体様にとってもやはり大事だと思います。地方公共団体様におきましては、積極的にこの事業に取り組んでいただきたいところです。

2点目は、資料8の保育所の待機児童の話です。待機児童の減少はコロナの前から続いておりますので、政策効果が出たと思えます。そこにコロナの影響で出生数がかなり大幅に落ちてきている。ほかの委員の発言にもありましたが、空きの出ている施設も増えているということです。保育の供給量が多くなり過ぎることは、将来の保育の安定的な運営や保育士の雇用へのリスクにもつながりかねませんので、できるだけ既存の施設を最大限活用していくことが大事ではないかと思えます。そのために、場合によりましては整備計画を少し見直すことも必要かと思えます。

次に資料11です。もう一言です。認可保育施設の無償化に係る特例措置は、期間を延長すべきではないと思えます。

最後、資料9です。保育士・保育所の地域の子育て支援についてです。既にほかの委員からも発言がありましたが、余裕のある保育施設につきましては、0～2歳児を在宅で子育てされている方も、何らかの保育を一部なりとも提供していくなどの取組をそろそろ進

める時期ではないかと思えます。

私からは以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、水谷豊三委員、お願いいたします。

水谷委員 よろしくお願いいたします。全日本私立幼稚園連合会政策委員長の水谷です。意見書には6点挙げていますが、ここでは3点申し上げます。

まず、資料4の概算要求の中で、保育所等における医療的ケア児等の受入体制の整備を行う市町村への支援強化は大変心強い支援といえます。市町村への周知を徹底していただき、多くの市町村が実施できるよう進めてください。また、体調不良児対応型病児保育事業に関しても、さらなる支援強化をよろしくお願いいたします。

2点目は、資料7、参考資料2の在籍園児数の把握についてです。認定こども園の類型別の施設数と園児数の集計はとても参考になります。しかし、この表では、私学助成を含めた幼稚園における新2号・新3号認定の園児数など、教育・保育施設に在籍する子供の数の施設数や全体像を知ることができません。国や地方自治体の子育て支援施策の検討に役立てるために、幼稚園等全ての施設類型と認定区分を一目で把握できるようにならないでしょうか。

3点目です。処遇改善に係る研修要件の一本化についてです。キャリアアップ研修は、保育所は分野別、幼稚園、認定こども園は研修時間の積み上げ方式ですが、この制度の違いが周知されていません。特に保育士の分野別研修は、幼稚園、認定こども園でも有効ですが、逆については認められないのでしょうか。認定こども園と保育所は同じ業務を乳幼児に対して行っているにもかかわらず、施設種別によって研修要件が別になっていることは、転職や異動の際に支障が出ることもあります。

加えて、保育士等キャリアアップ研修には、事務員、厨房の栄養士・調理師、通園バス業務の従事者、園務員、看護師などの専門性が考慮されていません。運転管理者、防火管理者、救命救急、HACCPなど、専門団体が実施する研修などは、施設長が申告する研修として限定的に認めるのではなく、必要な研修の一環として捉えるべきと考えます。

以上です。よろしくお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、水野かおり委員、お願いいたします。

水野委員 一般財団法人児童健全育成推進財団の水野と申します。今回より参加させていただいております。

私どもの団体は、児童館、放課後児童クラブを支援している全国団体でもあります。よろしくお願いいたします。

私のほうからは2点ございます。資料4、令和4年度概算要求の4ページに記載されております地域子ども・子育て支援事業の放課後児童クラブについてです。主な事項要求にも記載されておりますけれども、まだ放課後児童クラブの待機児童は多い中、必要として

いる子供や保護者のためにも、施設整備はもちろん、子供に関わる放課後児童支援員の質がとても重要になってまいります。今後とも、量の確保と質の向上を併せて御検討いただきたいと存じます。

もう一点です。資料10、社会的養育専門委員会に関して、2ページの2、(1)の にあります地域の子育て資源を活用した気軽に相談ができる環境の整備についてです。ここで児童館が例示されておりますけれども、児童館は0歳から18歳まで継続的に利用ができ、現在、全国に4,500近くございます。乳幼児期を入り口として、長期にわたる支援が可能になっております。課題によっては、市町村窓口や児童相談所などにつなげる役割も担っております。今後、子育て家庭の身近で敷居の低い相談窓口として、積極的に活用いただくことをお願いしたいと思っております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、望月昌幸委員、お願いいたします。

望月委員 皆さん、こんにちは。全国私立保育連盟常務理事の望月と申します。

前回までは長田朋久が大変お世話になっておりました。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

まずは保育施設職員の処遇改善について発言をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症については減少傾向にありますが、まだまだ先行きが見通せない状況にあります。そのような中でも保育現場では就労支援としてのエッセンシャルワーカーの使命を果たし、日々奮闘しております。また、保育所に求められる役割は多岐にわたり、質の向上を図りながら、地域福祉の充実のために日々努力しているところでございます。

しかしながら、その責任の重さに見合う評価が適正にされないまま、全労働者との賃金格差が是正されておられません。ぜひ早急な対応をお願いするとともに、量と質の向上のための0.3兆円の財源確保の実現を願いたいと思っております。

次に、人口減少における対応について、現在、地域における保育所・保育等の在り方に関する検討会の議論、そして人口減少地域の保育の提供に関する調査研究事業が始まりました。今後の政策の方向性を注視していくところではありますが、現在既に人口減少に直面している保育施設について、公定価格に示されている加算 を受けるための加算要件を満たすことができず、収入減となって運営が厳しくなっているという話を多数伺っております。全ての保育施設が希望する加算を受けられるよう、加算要件の見直しをお願いしたいと思っております。

また、当連盟として、処遇改善加算 の研修修了要件について、新設園・開園間もない保育施設の配慮、幼児教育・保育の無償化における満3歳児の不合理な制度、基幹業務システムの統一・標準化の方向性について、全私保連として意見書を提出させていただいておりますので、御覧いただければと思っております。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、森田信司委員、お願いいたします。

森田委員 お世話になります。全国保育協議会副会長の森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は野田聖子少子化担当大臣に御挨拶いただき、本当にありがとうございます。感謝を申し上げたいと思います。

そして、この委員会も新たになりましたが、政府も岸田内閣として新しくなられました。その岸田総理、野田大臣、高市政調会長、河野広報本部長が、総裁選のときに自民党の「Children Firstの子ども行政のあり方勉強会」の勉強会にて対談をされております。その中で、4人の皆様が口をそろえて、こども庁の創設と児童関連予算は倍増と訴えていらっしゃいました。こども庁については、しっかりと議論をいただくとともに、予算の倍増についてはぜひとも実現できるようにお願いしたいと思います。そして、この子ども・子育て会議より新たな政策を出していただければと願っております。よろしくお願いいたします。

また、資料にもあるように、骨太の方針にも書かれておりますとおり、消費税以外の0.3兆円超を含む財源を早期に確保していただくようお願い申し上げます。

そして、岸田総理は、保育士の収入増加に向けた公的価格の見直しを打ち出しておられます。保育士の処遇改善について、引き続き御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

柏女委員からもお話がありました地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会に私も参加をさせていただいておりますが、本日も報告されております「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」で議論されている内容について、保育に関わる案件がございます。社会的養育専門委員会においては、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会における議論の状況も踏まえ、今後の取組みの方向性を整理(中間整理)する」とあります。また、在り方検討会においては、「本検討会における議論については、子ども家庭福祉施策全体としての対応を検討する観点から、社会的養育専門委員会に報告しつつ、同専門委員会の中間整理・とりまとめにも適宜反映していく」とあります。しかし、社会的養育専門委員会の議論のほうが進んでいるように私自身は思っております。社会的養育専門委員会が年内に取りまとめ、令和4年には法案提出と伺っておりますので、保育に関わる部分につきましては、記載どおり在り方検討会においても並行して議論いただけるようお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、山内五百子委員、お願いいたします。

山内委員 山内でございます。

それでは、3つほど御提案をさせていただきたいと思います。

先ほど委員のほうからありましたように、こども庁の開設について、政府のほうで積極

的に押し進めていただけるということについては大いに賛成をいたしたいと思ひますし、意見も申し上げていきたくと思ひます。ぜひともよろしくお願ひいたします。

それから、以前から積み残しになっております保育士の処遇改善については、もう一度改めて仕切り直して、しっかりとした処遇改善に直接結びつくような財源を確保していただくようお願いしたいと思ひます。

これは個々の園によって違ふかもしれませんが、女性の働き方改革について、やはり女性が早朝より就労されるという御家庭が多くなっております。ですから、8時までに登園する子供たちが非常に多い。そうなりますと、今の延長保育の配置員だけではなかなか応じることができません。そういう意味でも、人的な配置基準をもう一度見直していただきたいと思ひます。

そして、今回コロナ感染について、子供たちはふだんの行動を非常に制限された部分がありました。小さい子供たちは実際に経験することによって学習をするということが大きい年代でもあります。小学校もそうありますが、そういう意味では、もう一度子供たちへの影響について考えて、研究していただきたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、三日月委員の代理の中條絵里様、お願ひいたします。

中條代理人 滋賀県副知事の中條でございます。公務により三日月知事の出席がかないませんので、代わって発言をさせていただきます。

参考資料3、委員提出資料の10ページに基づきまして、大きく2点、意見を述べさせていただきます。

1点目でございますが、令和3年4月1日時点の待機児童数につきまして、滋賀県では184人と、昨年度から311人減少しております。本県でも減少の背景には、新型コロナの影響に伴う利用控えもあったと聞いております。新型コロナは、待機児童だけではなくて利用者にも影響しております。本県では7月下旬から9月末までの第5波の際に、11の保育関連施設でクラスターが発生しております。休園によりまして、保護者が長期間仕事ができず、収入減や医療現場逼迫の危惧などのお声もお聞きしているところでございます。厚生労働省におきまして、感染防止策の強化や、感染者が出てても開園し続けるための指針、事業継続計画のひな形を年末までに示すと報道が出ておりますが、第6波に対応できますよう、早期にお示しをいただければと思ひております。

2点目でございますが、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会につきまして、待機児童がいる地域もある一方で、少子高齢化が進んでいる地域では保育所の存続、在り方の検討も必要となっております。保育関係団体からも、園児数が減少する地域の保育所継続に焦点を当てた問題提起がされており、本日も厚生労働省におきまして検討会が開催されていると聞いておりますが、論点整理に沿って、引き続き支援制度の具体化に向けて検討をお願いできればと思ひております。

最後になりますが、こども庁につきましては、機能や財源などを予算編成過程で検討されると承知しておりますが、子供を第一とした子供のための政策を進めるため、権限と予算と人員をしっかりと確保していただきますよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、先ほどお声を聞くことができませんでしたので、大下英和委員に御発言いただけたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

大下委員 失礼いたしました。日本商工会議所の大下です。

それでは、手短に3点申し上げたいと思います。

1点目はデジタル化の件です。資料6の通り、子ども・子育て支援及び児童手当に係る基幹業務システムの統一・標準化の取組がスタートしたことは大変喜ばしいと思っております。ただ、資料を拝見して、やや大がかりで、結構時間がかかるイメージを持っています。ぜひ現場起点で、スピード感を持った取組をお願いします。特に地域子ども・子育て事業の13事業のうち2つだけがトライアルということですが、残りの事業についても、例えば各地域でトライアル・アンド・エラー、スモールスタートし、好事例を取り上げていくといった、デジタル時代にふさわしい取組の進め方も御検討いただければと思います。

2点目は、資料4の概算要求の件です。改めて取り扱う課題の幅広さ、ニーズの多様化、取り巻く環境の変化を実感しています。衆議院選挙の各党公約では子育て関連予算倍増というような話もありますが、仮にそのようなことになった場合にも、ぜひ地域や現場の実態をしっかり踏まえ、また、府省の壁を越えて、実効性のある予算編成、戦略的かつ重点的・効率的な支出をお願いします。

関連して最後に1点、保育士の処遇改善の件です。何人かの委員の方も御発言されておりますが、岸田総理が表明された公定価格の抜本的な見直しは、大変意義があることだと思います。子ども・子育てに係る様々な施策は、最終的には保育士の方々あるいは幼稚園の先生の方々がお子さんと接するところに落とし込まれてきます。保育の量の確保とともに、保育士の皆さんの処遇改善、能力開発等、質の向上が何よりも重要であり、公定価格のあり方の抜本的な見直しは必要であると考えます。これらの方々安心して保育の仕事または自身の能力向上に取り組んでいけるように、待遇の改善をぜひしっかり検討していただきたいと思ひますし、具体的な案が出てきた場合には、この会議においてまた意見を聴く機会を用意していただければと思ひます。

私からは以上です。ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、岡本美和子専門委員、お願ひいたします。

岡本専門委員 ありがとうございます。日本助産師会の岡本です。よろしくお願ひします。

令和4年度の概算要求の中の母子保健医療対策の推進では、産後ケア事業の推進が挙げられています。現在、出産後の女性の4人に3人が子供の世話をするのは我が子が初めてという状況において、出産後の親への移行期を細やかに支援することは、子供の健やかな育ちの基礎となる愛着形成を育むとともに、虐待予防にもつながることで、概算要求の中では、産後ケア事業について支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図り、また安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直しを図るともされています。

今年度に入り日本助産師会では、産後ケア事業を担っている全国の助産所に対し事業状況についてのアンケート調査をしました。そうしたところ、市区町村からの産後ケア事業への補助については全国的に大きなばらつきがあること、さらに2021年4月より産後ケア事業における消費税が廃止されましたが、これに伴い自治体からの委託料が減額されたという助産所が全国に多数あることも分かりました。

また、産後ケアに関してはポピュレーションアプローチの視点に立っていただき、希望する母親の誰もが適切な支援を受けられる体制の整備を今後とも早急に図っていただき、また安定した事業運営が行われますよう、適切な委託費並びに補助金制度の在り方について、再度御検討いただきますようお願いいたします。

私どもからは以上です。ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、木野稔専門委員、お願いいたします。

木野専門委員 木野でございます。

全国病児保育協議会の木野でございます。小児科医です。どうぞよろしくをお願いいたします。

昨年来の新型コロナウイルス感染症は、御存じのように乳幼児の感染者は重症にはなりにくいという特徴がありますが、小児医療及び病児保育事業には大きな影響を与えました。感染に対する社会の自粛要請等で利用者数が激減し、昨年5月の利用率は定員の10%を切り、12月でも20%前後というような推移でした。このままでは病児保育施設の存続が危うくなるということから、2020年度は前年度実績を適用して算定するという暫定措置をいただきました。また、今年度から交付金については基本部分を増額して、加算単価を引き下げる措置がなされました。これにより、年間利用者数1,000人以下の施設には交付金が増額されることになりました。迅速な対応に改めて感謝いたします。ただし、この変更では2,000人以上の利用がある大規模施設では減額になるということで、今後さらなる配慮をお願いしたいと思います。

さて次に、病児保育というのは病気にかかった子供に最適な看護を提供し、本来の成長を妨げないようにする保育制度です。今回のパンデミックだけではなく、子育てを取り巻く環境の大きな変化がある場合、病児保育の概念も変わらなければならないと思います。成育基本法や医療的ケア児支援法の趣旨にありますように、病児に関与する全ての病的状

態の改善が求められます。資料9の3にあります多様なニーズを抱えた保護者・子供への支援につながりますが、医師や看護師の専門家がいる病児保育では、やはり医療的ケア児や神経発達症児、さらに育児不安を抱える方への支援を推進していかなければならないと考えております。

今後、レスパイト的な活用など多様な利用形態ができるように進めていく所存でございます。どうぞ御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、木村義恭専門委員、お願ひいたします。

木村専門委員 ありがとうございます。

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。

意見書を提出させていただいております。かいつまんで意見を述べさせていただきたいと思ひます。

保育教諭等の職員配置並びに処遇改善については、佐藤好美委員のお考えに賛同いたします。

さらに多様な補助事業、例えば保育士借上げの支援事業やICT化の推進など、実施主体が市町村であります。財政状況が非常に厳しい状況から、この補助事業を受けられないというような現状があります。実施主体である市町村から学校法人や社会福祉法人等が委託を受けて実施できるといったような制度にしていただけないかという要望であります。

また、その補助事業などを1園でも多く実施できるように、事業のリスト化や検索窓口などを整備していただけるとありがたいです。

さらには、ウッドショックなどによって原材料が高騰しております。適正価格の調査、適正対応をお願ひできればと思ひています。

4つ目に臨時休園等についてですが、総務省の行政評価の報道資料の中にも、災害等における保育園等の休園に関する実施基準を設ける必要性が訴えられております。現状、災害レベル3でも開所を求められている市町村がありますので、こちらの対応をお願ひしたいと思ひます。

外国人の子供たちも増えている中、様々な対応が必要かと思ひておりますので、御配慮をお願ひいたします。

また、特別に配慮をする子供たちも増えております。保育の環境や職員配置、個別のカリキュラムの構成など、実態調査を早急にしていただければと思ひています。

最後に、無償化の施設に関わる2年を目途とする検討についてですが、消費税を財源としております。公平な税の観点からも、基準を満たすことが当然と考えております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、中正雄一専門委員、お願ひいたします。

中正専門委員 日本こども育成協議会の中正でございます。

私のほうから3点ございます。

資料9、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会のところで2点ございまして、まず1点目、保育所の在り方のところです。人口減少による保育所の整備・統合に対する御意見がございましたが、突然の閉園などで子供や保護者が不安にならないように、国として早急に閉鎖等に関する方針や指針を提示することをお願いしたいです。

2点目です。保育士の確保、資質向上の中で、専門性を生かすなどの意見をまとめていただいておりますけれども、改めて子供の発達、保護者支援にとってとても大切な仕事をしている保育士や保育の現場で働く人たちのさらなる処遇の向上・改善をぜひお願いしたいと思っております。

最後に3点目です。資料11、認可外保育施設の無償化に係る2年後を目途とする検討についてなのですが、認可外保育施設の排除にならないような動きをぜひお願いしたいということでございます。もちろん認可外保育施設の中では、質は様々だと私も認識はしておりますが、ただ、預ける保護者の中には、保育者との関係や保育環境などでそもそも認可外を利用したい、認可外が必要だという利用者が多いと私は認識しております。子供と保護者、保育者がいるという現場は、認可も認可外も全く同じだと思っておりますので、改めて認可外保育施設の排除にならないような動きをお願いしたいと思います。

以上3点でございます。ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、則武直美専門委員、お願いいたします。

則武専門委員 全国児童養護施設協会の則武です。よろしく申し上げます。

私から2点、お話しさせていただきます。

まず1点目は、今、全国の児童養護施設では、施設の機能として高機能化・多機能化というものが求められています。その中で、地域の子育ての拠点として施設が役割を果たすということが求められているような状況があります。現在でもショートステイとか里親さんのレスパイトなどで施設を御利用いただいております。この機能を発揮するためには児童家庭支援センターなどを設置して、入所している児童とは別の枠組みで取り組んでいくことが必要ですので、児童家庭支援センターの安定的な経営というところで御尽力いただければと思います。よろしく申し上げます。

2点目は、わいせつ行為をした教職員に対する措置というところで、保育士においても同様の措置をしていこうという動きがあると思います。御存じのように児童養護施設には保育士が働いておりますし、教員免許状を持った児童指導員という者も働いております。日中の保育園とは違まして、施設は夜間で泊まり勤務というものがあまして、リスクはとても高いです。ですので、この件につきましても児童養護施設等の施設についても考えていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、水嶋昌子専門委員、お願いいたします。

水嶋専門委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。2点申し上げます。

家庭的保育も保育所利用控えが影響し、これからの運営が心配される状況です。家庭的保育の定員は5名までですが、保育補助者や調理員などを定員に合わせて確保しているので、空きがあると公定価格に含まれる全ての加算が利用する人数で決まっているので、今後安心して保育室が運営できるのか、とても危惧されます。

一方、コロナにより外部と接触を避けて子育てをしている家庭や、子育て家庭が交わる機会が少なくなっている今、子育て支援はこれまで以上に必要になっています。一時預かり事業、余裕活用型を実施している保育室では、入室は必要なかったが、地域の中で一時的に預かってくれるということで、利用した親子がいるという事例がありました。子育てにちょっと疲れた子育て家庭に休める場が提供できたのではないかと思います。

家庭的保育は、地域に根差した身近な保育です。保育の中で、地域の子育て家庭と一緒に遊んだり、お話を聞いたり、保育士という専門性も持ちながら、家庭的保育だからできる支援があります。少子化、コロナと共存の時代となり、子育て支援は保育所も家庭的保育もつながり合うことがより必要になったと思います。家庭的保育は柔軟で動きやすい保育です。地域資源としてもっと活用していただきたいと思います。

2点目です。令和3年度から開始された児童福祉施設等の災害時情報共有システムの運用についてですが、先日の7日に都内でも震度5という区がある地震が発生しました。その翌日の朝、早い段階で被災状況の報告を求めるメールが届きました。災害は何といても情報の迅速化が大事なので、これはよいことだと思いました。

以上です。ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

皆様、2分間をお守りいただき、有意義で多面的な御発言をありがとうございました。

それでは、委員からの御質問に対して、事務局から御回答をお願いいたします。

丸山参事官 内閣府子ども・子育て支援担当の丸山から答えをさせていただきたいと思っております。

まず、非常に多くの委員から、こども庁の検討や、総理の所信表明で触れられております公定価格の見直しについて、御発言を頂戴いたしました。我々といたしましては、今後検討が進んでいくと思われまますので、厚生労働省あるいは文部科学省と共にしっかり検討してまいりたいと考えております。

また、王寺委員、望月委員、森田委員はじめ、こちらでも多数の御意見を頂戴いたしました。0.3兆円超メニューの関係でございますけれども、未実施になっております職員配置の改善などもございます。こちらの0.3兆円超の質の向上の事項につきましては、骨太の方針2021におきましても適切に財源を確保していくこととされており、こうした方針に基づきまして、概算要求におきましても事項要求とさせていただいておるところでございます。

で、引き続き予算編成過程で必要な財源の確保に努めてまいりたい、このように考えてございます。

続きまして、奥山委員、大下委員、徳倉委員、望月委員の各委員からシステム標準化の関係で御意見を頂戴いたしました。その中で、13事業のうちまずは2事業についてシステム標準化の対象候補として検討を進めているという点につきましては、地域の実情に応じてその他の事業を実施されておるといところでございますので、これらの全てを1つの標準システムとして実装していくことを今の段階から検討していくというのは、まずは全体の教育・保育給付等のシステムの標準化ということと併せて検討していく必要がございますので、さらなる標準化については必要に応じて検討してまいりたい、このように考えてございます。

その際、望月委員からも御意見を頂戴いたしましたけれども、自治体システムの標準化に当たりましては、保育の現場への不利益等々が生じないように留意しながら検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、渡辺専門委員から重大事故の報告の関係で御意見を頂戴いたしました。重大事故につきましては、これまで国への報告の仕組みの整備やデータベースの掲載、それから重大事故の防止や事故発生時の対応に関するガイドラインの周知等を進めてまいりました。平成28年から子ども・子育て本部において開催している有識者会議において、事故報告の傾向分析や検証報告を提出した自治体からヒアリングを実施するなどして、再発防止策を検討、周知しております。今後とも関係省庁、地方自治体と連携をして、重大事故の発生、再発の防止に努めてまいりたいと考えてございます。

水谷委員から、全ての施設類型の在園児等を一覧にというコメントを頂戴いたしました。施設類型ごとに調査、公表の時期が異なる等の事情がございますけれども、できるだけ利便性の高い資料とできるよう検討してまいりたいと考えてございます。

佐藤委員、駒崎委員から御意見を頂戴いたしました、0～2歳について保育の必要性認定を廃止してはどうかという御意見でございますけれども、現行法上の扱いについて申し上げますと、子ども・子育て支援法におきましては、法の定める基本理念に基づきまして、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に、給付を受けて保育の提供を受けることができることとしております。また、児童福祉法におきましては、市町村には保育を必要とする子供に対する保育の提供義務が定められておりまして、まずは待機児童の数は減ってまいったということでございますけれども、まだ約5,600人の方がいらっしゃる中で、保育の必要性の認定をすることなく保育の提供を義務づけることについては、少し慎重な検討が必要ではないかと考えてございます。

他方で、人口減少下におけます保育所の在り方、人口減少地域における保育所等の在り方につきましては、厚生労働省より御報告のあった検討会で検討がされているということでございますので、我々も引き続き厚生労働省と連携してまいりたい、このように考えてございます。

私からは以上でございます。

齋藤参事官 続きまして、認定こども園担当でございます。

王寺委員から、認定こども園の子育て支援事業の取組について御意見をいただきました。認定こども園における子育て支援事業につきまして、今後、現状あるいは課題等を整理したいと考えております。また、認定こども園等の公定価格における地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費の充実につきましては、これも御案内のとおり0.3兆円超の質の向上の項目に含まれております。引き続き、必要な財源の確保に努めてまいります。

このほか、認定こども園にも関わる事項についていただいております御意見につきまして、厚生労働省、文部科学省と連携をして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

小澤総務課長 続きまして、厚生労働省でございます。

まず本日、多数の委員から、資料9、10、11で説明した検討会、社会的養育専門委員会、あるいは認可外保育施設の無償化に係る検討について御意見をいただきました。こうした意見も踏まえまして、今後検討作業を進めていきたいと思っております。

それから、個別の事項でまいりますと、まず奥山委員からいただきましたヘルパー支援を国庫補助によるということでございますが、こちらの事業につきましては、まずモデル事業として現在検討をしているところでございます。まさに資料10の社会的養育専門委員会の中でございましたとおり、今後の家庭に対する支援というのはどうあるべきかを検討しているところでございますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

引き続きまして、中條代理から御指摘のありました感染症対策の部分でございます。まず事実関係として申し上げますと、BCPのひな形を年末までに示すという形で明示したという事実はございません。確かにこうした研究会を現在開催しております。年度内を目途に検討を進めているところでございます。それから、いわゆるコロナのような歴史的な事象ではなく、より一般的な感染症に対応したものではありません。現在、厚生労働省におきまして人材も極めて逼迫している状況で、前倒しということはなかなか厳しい状況でございますが、着実にこの作業を進めてまいりたいと考えております。

それから、岡本専門委員からありました産後ケア事業に関する御意見につきましては、担当課に伝えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

大杉幼児教育課長 文部科学省幼児教育課の大杉でございます。今日は貴重な御意見をありがとうございました。

小塩委員、野澤委員から、幼保小の架け橋の議論の重要性の御意見をいただきました。架け橋特別委員会は先日10月7日に第4回を開催させていただきまして、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校小全ての団体からのヒアリングを行わせていただきました。御協力いただきまして、ありがとうございました。

また、プログラムの柱につきましては、今、検討チームで御議論をいただいているとこ

るでございますけれども、小塩委員から御指摘いただきましたデータに基づくという意味では、例えば東大のCedepさんでありますとか、当方の国立教育政策研究所のセンター、あるいはOECDの国際的な調査の結果なども踏まえた御議論をいただいております。我が国の調査はなかなか十分とは言い切れない部分もございますので、来年度、モデル事業を実施していくに当たりますは、しっかりデータも取りながら不断に改善していくというようなことで進めていければと考えているところでございます。

加藤委員、鈴木委員、水谷委員からは研修の体系化の重要性ということを御指摘いただきました。現在、幼児教育に関しましても、多様な主体が多様な研修を行っているところでございますが、それらが先生方のいろいろな力のアップ、キャリアステージごとの力の向上ということにどのような形で資しているのかということを、現在、厚労省さん、内閣府さんとも連携しながらマッピングの調査研究をさせていただいているところでございます。この結果を基に、様々なところで活用いただけるように工夫していきたいと思っております。

また、加藤委員からは公定価格の見直し、私学助成園、新制度園、どちらも幼児教育ということでは御尽力いただいている非常に重要な先生方の御努力があるところでございます。私学助成の概算要求につきましても、現在、単価の見直しを要求させていただいているところでございますけれども、今後の公定価格の見直しに関する情報もしっかりキャッチしながら、要求に反映していきたいと考えているところでございます。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、若干早めではございますけれども、そろそろ時間でございますので、第58回子ども・子育て会議を終了いたします。ありがとうございました。